令和８年度

居宅訪問型保育事業
（ベビーシッター）
集団指導

相模原市こども・若者未来局保育課

突然ですが・・・まずは

クイズです！

第１問
「健康診断の検査項目に心電図検査は含まれるでしょうか？」

正解は「含まれる」でした。

健康診断は**年に１回**実施いただきますが、その内容にご注意ください！
「労働安全衛生規則」に基づく検査項目が必要で、満たしていない場合は文書指導となってしまいます。

❣下記が必須検査項目です❣

①既往的及び業務歴の調査　②自覚症状及び他覚症状の有無の検査
③身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査　④胸部Ｘ線検査及び喀痰検査
⑤血圧の測定　⑥貧血検査（血色素量・赤血球数）
⑦肝機能検査　(AST(GOT)、ALT(GPT)、γ－GTP)
⑧血中脂質検査（総コレステロール、ＨＤＬコレステロール、トリグリセライド）
⑨血糖検査　⑩尿検査(尿中の糖および蛋白の有無の検査)　⑪ 心電図検査

第２問
「各種研修は年に何回以上受講必要？」

正解は「１回以上」でした。

相模原市では「相模原市保育者ステップアップ研修」を実施しています。シラバスは毎年３月中旬にホームページにて掲載していますので、是非ご参加ください！
その他、民間でも様々な研修が企画されおり、そちらの参加でも構いません。修了証の写し、なければ研修資料、研修報告書の写しなど、書面検査時に必要なため保管ください。

「相模原市保育者ステップアップ研修」URLはこちら↓

URLをコピーし検索画面に貼り付けアクセスしてください。

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/1026602/kosodate/1026604/1019153/1016514.html

第３問
「救命救急実技講習は、事業開始時に１回受ければOKだったような・・・？」

正解は「毎年１回の受講が必要」でした。

講義だけではない実技訓練が必要です！

相模原市ホームページ等で、実施をしている普通救命講習の受講をお願いします。

随時実施しているものではないため、早めの予約をして繰り返し流れを身につけ、保育従事者として日々の保育に活かしましょう！

相模原市実施の日程検索はこちら↓

URLをコピーし検索画面に貼り付けアクセスしてください。

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/kenko/kyubyo/1008454.html

第４問

「定例の報告は４月の１回で終了。〇か×か？」

正解は「４月と１０月の２回」でした。

忘れずに２回の報告をお願いいたします。
その他、その都度報告する「事故報告」や「長期滞在児童報告」などがありますが、このあとの説明に出てきますので、ご承知おきください！

＼　定例報告（運営状況報告）／

①年度当初の定例報告「第4号様式」
　毎年4月1日の運営状況を**4月末**までに報告
②年度途中の定例報告「第5号様式」
　毎年10月1日の運営状況を**10月の指定期日**までに報告（入所児童数報告）

第５問「何のマークでしょうか？」

こどもをまもろう　みんなでまもろう

正解は「こども性暴力防止法の事業者マーク」でした。

こども家庭庁　ホーム　こども向け　相談窓口　子育て中の皆さんへ　自治体の方　Global Site　検索　メニュー

事業者マーク

こどもをまもろう　みんなでまもろう

＜こども性暴力防止法 事業者マーク＞

左：認定事業者マーク（学習塾やスポーツクラブなどで、国の認定を受けた事業者が表示可能）
右：法定事業者マーク（学校、認可保育所などの義務対象事業者が表示可能）

令和８年12月25日に施行予定の「こども性暴力防止法」について、こども家庭庁が作成した動画のURLを掲載しました。保育に携わる従事者として必要な内容ですのでご覧ください。URLをコピーし、検索画面に貼り付けてアクセスしてください。
https://www.youtube.com/watch?v=YujJDJemF8E

• こども性暴力防止法について（動画）

本日の流れ

第１章　認可外保育施設の制度について

第２章　認可外保育施設指導監督基準について

第３章　幼児教育・保育の無償化について

第４章　その他

全体で約１０分の内容
になっています！！

第１章　認可外保育施設の制度について

概　要

認可

- 認可保育所
- 地域型保育事業
  - 家庭的保育事業
  - 小規模保育事業
  - 事業所内保育事業
- 認定こども園

認可外

- 認定保育室
- 事業所内保育施設（企業主導型保育施設）
- 院内保育施設
- その他施設（事業所内、院内、ベビーホテル以外）
- ベビーホテル
- **居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター）**

児童福祉法第６条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設であって、同法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の**認可を受けていない保育施設**

届出の義務

＼届出「設置届、変更届、休止・廃止届」／

（1）届出先　　：保育課

（2）届出期限　：届けが必要となる事由が発生してから**1か月以内**

（3）届出方法等　：「設置届」については保育課 教育・保育支援班（042-769-8340)に連絡をお願いします。
「変更届、休止・廃止届」は市ホームページからダウンロードし、メールもしくは持参での届出になります。

規定による届出をせず、又は、虚偽の届出をしたものは、５０万以下の過料に処する。
（児童福祉法第６２条の４、児童福祉法施行令第45条の３）

＼　設置届（第1号様式）／

届出が必要となる場合「児童福祉法第59条の２第1項」

▶　新たに居宅訪問型保育事業をはじめる場合
▶　**休止していた居宅訪問型保育事業を再開する場合**

添付資料
（１）施設の案内リーフレット等（利用者向けに配布等を行っているもの）
（２）保険会社との契約書類の写し
（３）保育従事者のうち有資格者の資格が確認できる書類
（４）研修の終了者について、修了証書等の研修終了が確認できる書類
（５）子どもの預かりサービスマッチチングサイトを利用する事業者は、
　　そのサイトにおけて提供するサービスの内容に関する情報が掲載されたページの写し　等

＼　変更届（第2号様式）／

届出が必要となる場合「児童福祉法施行規則第49条の4」

▶　**設置届出後に次の内容に変更等があった場合は１か月以内に保育課まで届出**

忘れずに提出
してください！

- 施設の名称及び所在地
- 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 建物その他の設備の規模及び構造(法人)
- 施設の管理者の氏名及び住所
- 施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令のないようを含む。）
- その他(必要と認められるもの）等

メールアドレス等の変更がある場合
→　メールアドレス　：　hoiku@city.sagamihara.kanagawa.jp　宛へ報告ください。

＼休止・廃止届（第3号様式）／

届出が必要となる場合「児童福祉法第59条の2第2項」

▶ **休止又は廃止する場合**

届出の紙のみ、別添は必要ありません。

- ▶ 県外に移転する場合は廃止届
- ▶ 休止届出後、再開するときは、再度、施設設置届を提出

【罰則】　届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合は過料が課せられる場合があります。
「児童福祉法第62条の4、児童福祉法施行令第４５条の３」

【留意事項】　ベビーシッターのマッチングサイトに登録している場合や、派遣会社に所属している場合であっても、法令上の届出が必要です。

報告

設置者は相模原市に、**定例的に、施設の運営状況を報告**するとともに、施設内で事故が生じた場合には**随時報告**を行うことが義務付けられている。

「児童福祉法第59条第1項及び同条2の5第1項」

▶報告が必要となる施設

全ての認可外保育施設（居宅訪問型保育（ベビーシッター）も含む）

▶提出先と提出方法

定例報告・随時報告　→原則メールにて、保育課へ報告

詳しくは次のページ

＼　定例報告（運営状況報告）／

①年度当初の定例報告「第4号様式」
　　毎年4月1日の運営状況を**4月末**までに報告
②年度途中の定例報告「第5号様式」
　　毎年10月1日の運営状況を**10月の指定期日**までに報告（入所児童数報告）

＼　臨時報告（特別報告）／

①**事故報告**
・保育中に、死亡事故、治療期間が30日以上の負傷や疾病を伴う事故、意識不明事故、食中毒等の重大な事故が生じた場合、発生後速やかに報告する。
・特に重大な事故（乳幼児の死亡）は電話にて至急報告のうえ、書面で報告するようにする。（第一報、第二報）
②**長期滞在児童報告**
・２４時間かつ５日程度以上滞在している児童がいる場合は書面で報告する。

指導監督

「認可外保育施設指導監督の指針」
（平成13年3月29日付け雇児発第177号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知
別紙　令和4年9月14日最終改定）

＼　指導監督　／

- 認可外保育施設に対し、施設が提供する保育の質を確保し、児童の安全確保を図る観点から、立入調査を行います。「児童福祉法第59条第1項」
- ベビーシッターに対する指導については、**立入調査に代えて、集団指導を年１回以上行うことも、可**とされています。

相模原市では、立入調査に代えて、集団指導と書面による検査を実施しています。

▶ ベビーシッターに対する立入り調査を行う場合があります。

次のような場合には、前ページにかかわらず立ち入り調査を行ないます。

・苦情等の内容が深刻で、苦情件数多い場合
・研修を長期間受講していない保育従事者が多い場合（事業者が対象）
・死亡事故発生した場合（特に重大な事故）
・その他市が必要と判断する場合

▶ 罰　則

児童福祉法
第62条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
第1号～第6号（略）
第7号　正当な理由がないのに、第59条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし同項の規定による立入り調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

集団指導の流れ

事業者

・集団指導の受講（受講確認手続き）
・書面検査にかかる提出資料と添付書類の提出

相模原市

・受講確認データ及び書面検査にかかる提出資料と、添付書類を確認
・認可外保育施設指導監督基準への適合を確認し結果通知を送付

書類一式
全てを整えてから
〆切内にご提出ください！！

※ **指摘事項がある場合**
結果通知が届きましたら、改善報告書の提出をしていただきます。**期限は30日以内**、
提出が遅れる場合は、遅延理由書の提出をしていただくことで1カ月程度延期できます。

はじめて書面検査を受ける方 ＋ はじめて集団指導を受講する方

『認可外保育施設指導監督基準に適合している場合（証明書未交付施設）』
→『認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書』を交付いたします。

改善報告書にて改善が確認された場合、証明書交付施設には、**『認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書』**を交付いたします。
なお、証明書交付済施設で改善が確認されない場合は証明書の返還を求めます。証明書返還後、再度基準を満たしているか確認し、基準項目を満たしていると確認された場合に証明書が再交付されます。

第２章　認可外保育施設指導監督基準について

保育内容

指導基準　第５

１　保育所保育指針を参考に適切な保育を実施してください。

- 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握してください。
- 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように十分な配慮をしてください。
- 乳幼児の生活リズムに沿った保育を実施してください。
- 乳幼児に対して漫然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育をしていませんか。

法人事業者は、上記項目について定めた業務マニュアルを整備する必要があります。

2　保育に従事する者の人間性と専門性を図ってください。

▶　保育所保育指針を理解する機会などを設けてください。

法人事業者は、上記項目について定めた業務マニュアルを整備する必要があります。また、研修計画を作成し、保育従事者に対し研修を実施する必要があります。

昨年の指導監督において研修の未受講の方が見受けられました。年に一度は、質の高い保育を提供するために研修の受講をお願いします。

3　乳幼児の人権に対し十分な配慮をしてください。

▶　乳幼児に身体的及び精神的苦痛等を与えたり、人格をとがめたりしてはいけません。

4　児童相談所等の専門的機関との連携を図ってください。

虐待等不適切な養育が疑われる場合　▶▶▶　専門機関に相談を！！

5　保護者との緊密な連絡及び緊急時の連絡体制を整えてください。

▶　連絡帳やその他方法により、保護者と緊密な連絡が必要です。
（保護者からは家庭での様子、保育に従事する者からは保育中の様子）

▶　緊急時に保護者やかかりつけ医等に早急に連絡ができるよう、緊急連絡先を把握することが必要です。

給食（食事を提供する場合）

指導基準　第６

１　食器等の適切な衛生管理をしてください。

食器類やふきん、哺乳瓶等を使用する場合は、衛生面等必要な注意を払い、配膳にも注意を払ってください。

２　乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等）に配慮した対応を実施してくさい。

ミルクを与えた後にゲップをさせる。離乳食摂取後の状況に注意をはらってください。また、アレルギー疾患等を有する乳幼児に対して適切な対応を行ってください。

健康管理・安全確保

指導基準　第７

昨年度指導監督では、健康診断未受診の方が見受けられました。
年に１回は健康診断の受診をお願いします。食事の提供や調乳をする場合は月に1回検便検査をしてください。

1　乳幼児1人1人の健康状態を観察してください。

▶ 預かりの際は保護者から健康状態の報告を受け、引き渡しの際は状態を報告する。

2　職員の健康診断や実情に応じた検便の実施をしてください。

▶ 採用時および1年に1回の健康診断の実施、**食事の提供や調乳をする場合**は検便の実施など。

3　感染予防のための対策を行なってください。

▶ 手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策を行ってください。

法人事業者は、感染防止業務マニュアルを整備する必要があります。

4　乳幼児突然死症候群への注意を払ってください。

▶ 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態、仰向け寝の徹底など。
睡眠チェックは0、１歳児は5分おき、２歳児以上は１５分おきに、その様子を記録する。

法人事業者は、業務マニュアルを整備する必要があります。

5　「安全計画」を策定し、安全確保に配慮した保育を実施してください。

- 職員、保護者に対し安全計画について周知する。
- 計画に基づき定期的な訓練を実施し、適宜見直しを図る。
- 保育場所(居宅）、設備、居宅外の安全点検→月ごと重点に点検する箇所を定める。
- マニュアルの策定共有

法人事業者は、策定した事故防止や非常時対応マニュアルの策定時期や見直し時期等計画に盛り込み、職員へ周知をする必要があります。

- 児童保護者に対する安全指導→居宅内での生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等に関する指導をいつ行うのか定める。保護者との共有時期も定める。
- 実践的な訓練研修→事前に受講を希望する訓練や研修を把握し計画に定める。

法人事業者は、安全計画に定める研修及び訓練を定期的に実施する必要があります。また、職員へ安全計画を周知する必要があります。

6　安全確保

次の事項について理解した上で取り組んでください。

- ▶ 保育を始める前に玩具、遊具等室内の安全確認
- ▶ 室内外の安全確認
- ▶ ケガや急病等における応急手当の方法（実践）
- ▶事故等発生後における詳細な内容等の報告
- ▶「ヒヤリハット」時の事故防止意識の再確認等
- ▶ 事故発生時における退所方法及び連絡体制

※　施設外の活動や、児童の移動のために自動車を運行するときは、点呼等により確認をしてください。

7　事故発生時に適切な救急処置が可能になるよう、実技講習を定期的に受講していること。

定期的に心肺蘇生法等の実技講習を受講してください。

8　事故発生時の体制を整え、適切な対応を図ってください。

- ▶ 賠償責任保険等への加入
- ▶ 事故が発生した場合、当該事故の状況及び当該事故に際してとった処置について記録をする。
- ▶ 重大事故が発生した場合、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。
- ▶ 事故発生時の記録および相模原市へ報告

昨年の指導監督では、救急救命の実技講習を1年以上していない方がおりました。年に１回実技講習による訓練への参加をお願いします。

利用者への情報提供

指導基準　第８

１　施設及びサービスに関する内容を提示してください。

・設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名
・事業所の名称及び所在地
・事業を開始した年月日
・保育提供可能時間
・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びに
　これらの事項に変更を生じた事がある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由
・利用定員
・保育士その他の職員の配置数又は、その予定
・設置者及び職員に対する研修の受講状況
・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び金額
・提携している医療機関があれば、病院の名称、所在地及び提携内容
・緊急時における対応方法
・非常災害対策
・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び金額
・提携している医療機関があれば、病院の名称、所在地及び提携内容
・虐待の防止のための措置に関する事項
・設置者が過去に業務停止命令又は、施設閉鎖命令をうけたか否かの別
　　（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む）

書面への掲示とともにインターネットでの掲示が義務付けられました。

2　サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付

- 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 事業所の名称及び所在地
- 事業所の管理者の氏名
- 当該利用者に対し提供するサービスの内容
- 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険
- （提携している場合は）提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 利用者からの苦情を受け付ける連絡先

3　利用予定者へ契約内容の説明を適切に行ってください。

サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明してください。

備える帳簿等

指導基準　第９

1　利用乳幼児に関する書類等を整備してください。

- 乳幼児の生年月日及び健康状態
- 保護者の連絡先
- **乳幼児利用記録**ならびに契約内容
  書面検査エクセルファイルのシート名「生活記録票」参考してください。
- 利用乳児及び保護者の氏名

第3章　幼児教育・保育の無償化について

1　制度の概要

幼児教育・保育の無償化とは？

令和元年10月からスタート。
幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳児から5歳児クラスの全ての子どもたち、市民税非課税世帯の0歳児から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料。
（令和6年9月末までは経過措置により、「指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されていない施設も対象でしたが、10月からは次の通りです。）

令和６年１０月以降

令和6年10月以降は、無償化の経過措置の終了に伴い、**『認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書』**が交付されていない場合は、**無償化の対象外**となりますのでご注意ください。

2　幼児教育・保育の無償化の対象施設になるためには、以下の条件が必要です。

① 市への届出**「設置届」**

② 市へ申請**「特定・子ども子育て支援施設等確認申請書（確認申請）」**

③ 認可外保育施設の**指導監督基準を満たす旨の証明書**が交付されていること（令和6年10月以降）

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書は、児童福祉法第５９条に基づく立入り調査又は、集団指導(書面検査）の結果、「認可外保育施設指導監督基準」の項目を全て満たしている施設に対し、交付されます。

上記の条件で対象施設となります。
利用者は別に市へ手続きをする必要があります。

→→→利用者が市へ「子育てのための施設等利用給付認定申請書（無償化申請）」を提出し①「子育てのための施設等利用給付認定通知書」を受理していること②保育所や幼稚園等と併用していないこと（通っていないこと）が条件となります。

保育所、幼稚園等を利用しておらず（ベビーシッターとの併用は不可）子育てのための施設等利用給付２号または、３号認定をお持ちの方（認定通知を受取っている方）で・・・
お子さんが市町村の確認を受けた居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）を利用した場合

月額￥40,300（３歳児～５歳児）
　　￥45,700（住民税非課税世帯の０歳児～２歳児）
を上限に支払った利用料に対して給付されます。

相模原市の場合です。
他市居住利用者の場合は、居住の市町村へ確認してください。

請求の流れ（相模原市）

事業者は、「領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書」を保護者に発行をしてください。

▼

保護者は、「子育てのための施設等利用費請求書」及び「領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書」を保育課に提出します。（初回は口座を登録する必要があります）

▼

保護者の指定口座に振り込みます。

第４章　その他

子ども・子育て支援情報公表システム「ここｄｅサーチ」への登録と公表

デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、児童福祉法が改正され、令和６年度４月１日から施行されました。提供するサービス内容について、現行の「書面での掲示」に加え「インターネットでの掲示」が義務化されました。登録と掲載の内容は次のとおりです。相模原市に届出されている施設は、子ども・子育て支援情報システム（ここdeサーチ）への登録及び掲載がされます。

□登録のみ（掲載しない情報）
個人事業主の情報（氏名、フリガナ、郵便番号、住所、電話番号）

□登録と掲載する情報
○事業所の名称　○所在地（区市町村名まで）○事業開始年月日　○保育提供可能時間
○提供するサービスの内容　○提供するサービスの利用料金　○保育料以外の実費
○利用料金に変更を生じたことがある場合、そのうち直近のものの内容と理由　○保有する資格等
○研修等の受講状況　○契約している保険の種類、保険事故、保険金額
○提携している医療機関の名称、所在地、提携内容○緊急時等における対応方法
○非常災害対策○虐待の防止のための措置に関する事項
○過去に児童福祉法第59条第5項の命令（事業停止命令又は施設閉鎖命令）を受けたことがあるか
（他自治体によるものを含む）

子ども・子育て支援情報公表システム（ここｄｅサーチ）とは子ども家庭庁にて運用している、全国の教育・保育施設等の情報が閲覧可能となるサイトです。**居宅訪問型保育事業の情報も含まれます。**

今年度の集団指導と書面検査日程

＼集団指導（オンデマンド方式）／

受講期間：　**１１月１５日（日）**まで　受講確認も同日まで

研修資料（パワーポイント）の視聴し、**受講確認書を提出**

＼書面による検査／

書類提出期日：　**１２月１４日（月）**まで　保育課へ提出

書面検査に必要な書類一式を**保育課あて郵送か窓口まで提出**

講習や研修等、予約に時間を要す可能性がありますので、早めのご準備をお願いします。

期限厳守！！期限を超えた提出は受け付けしません。

お疲れ様でした！

☆受講後はロゴフォームで受講情報の送信をお願いします。

☆その他、書面検査提出資料及び必要書類の提出をお願いします。

相模原市マスコットキャラクター
「さがみん」